

ひろしま県民活動表彰要綱

(趣旨)

第1条 自主的な社会貢献活動（非営利活動）を展開し、社会的課題の解決に特に顕著な功績があった団体を表彰することにより、社会貢献活動の活性化を図るとともに、県民の理解の向上と意識の醸成を図る。

(対象団体)

第2条 対象団体は、広島県内における自主的な社会貢献活動を行うことにより、社会的課題の解決に特に顕著な功績があったと認められる団体のうち、次に掲げる団体（ただし、政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体を除く。）とする。

- (1) 広島県及び広島市が所管する特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (2) 広島県内に事務所がある公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条に規定する公益社団法人及び公益財団法人
- (3) 広島県内に事務所がある一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条に規定する一般社団法人及び一般財団法人
- (4) 広島県内に本部又は支部等がある任意団体
- (5) 広島県内に本社、支社又は営業所等がある企業
- (6) 広島県内の大学

(応募方法)

第3条 被表彰候補団体の応募は、自薦又は他薦によるものとする。

(被表彰団体の選定)

第4条 被表彰団体は、応募があったものの中から、たちまち全員集合実行委員会の選考を経て決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、毎年1回行うものとする。

2 表彰は、表彰状を授与して行う。

(知事賞の選定及び表彰)

第6条 被表彰団体のうち、社会的課題の解決に特に顕著な功績があった団体に知事賞を授与する。

2 知事賞の表彰は広島県知事が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ひろしま県民活動表彰に係る必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月26日から施行する。(広島県)

附 則

この要綱は、平成24年8月29日から施行する。(広島県)

附 則

この要綱は、平成25年8月 1日から施行する。(広島県)

附 則

1 この要綱は、平成26年1月 7日から施行する。(広島県)

2 ひろしまNPO大賞審査会設置要綱（平成24年1月26日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年10月 9日から施行する。(広島県)

附 則

この要綱は、平成27年12月4日から施行する。(たちまち全員集合事項委員会)